

小渋ダム土砂バイパストンネルモニタリング委員会規約

(名 称)

第一条 本会は、「小渋ダム土砂バイパストンネルモニタリング委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。

(目的及び設置)

第二条 委員会は、小渋ダム土砂バイパストンネル(以下、「BPトンネル」という。)の運用方法等について、専門家からの意見・助言を聴くことを目的に、天竜川ダム統合管理事務所長(以下、「事務所長」という。)が設置する。

(組織等)

第三条 委員会には、環境、土砂収支、構造の3つの部会を設け、委員は別紙－１の通りとする。

2. 委員の任期は、第二条の目的が達成されるまでの間とし、BPトンネル完成後、試験運用期間終了までとする。
3. 委員以外の専門家を招聘する必要がある場合は、第五条で規定する委員長の確認を得て招聘する。

(情報公開)

第四条 委員会は原則公開とし、委員会資料及び議事要旨を天竜川ダム統合管理事務所(以下、「事務所」という。)のホームページで公表する。

2. 特定の野生動植物の情報など公表が不適切な事項は、第五条で規定する委員長の確認を得て、公表する委員会資料から削除する。
3. 議事要旨は、委員長の確認を得て公表する。

(会 議)

第五条 委員会には委員長を置き、委員長は別紙－１の通りとする。

2. 委員長は、委員会及び部会を総括し議事を進行する。
3. 部会は、委員長と各部会の委員で開催する。
4. 委員が、所属する部会以外の部会に参加することは妨げない。
5. 部会で決定した事項は、委員会で報告する。
6. 委員会及び部会で議論する主な事項は、別紙－２の通りとする。

(事務局)

第六条 委員会の事務局は、事務所が行う。

(規約の改正)

第七条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意をもって行う。

(雑 則)

第八条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員の意見を聴いて定める。

附則

(施行期日)

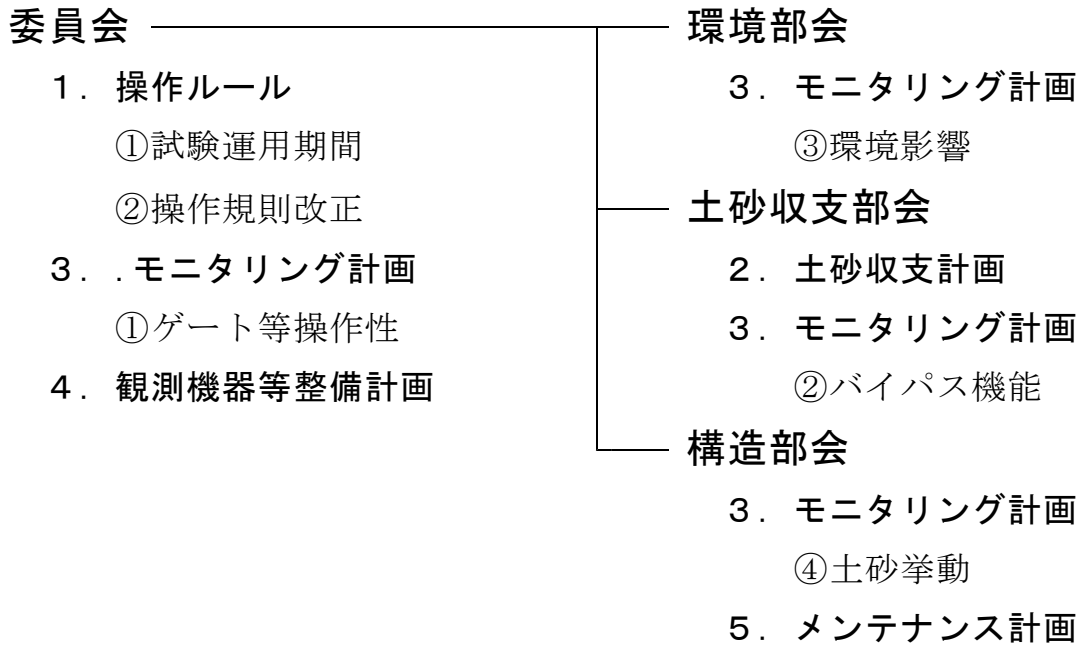
1. この規約は、平成26年7月25日から施行する。
2. この規約は、平成27年7月30日から施行する。(別紙－1 一部改正)
3. この規約は、平成29年3月9日から施行する。(別紙－1 一部改正)

委員 会 委 員 名 簿

役 職	氏 名	所 属	等	所属部会
委員長	辻本 哲郎	名古屋大学	名誉教授	
	沖野外輝夫	信州大学	名誉教授	環 境
	萱場 祐一	土木研究所水環境研究グループ河川生態チーム	上席研究員	環 境
	櫻井 寿之	土木研究所水工研究グループ水理チーム	主任研究員	構 造
	鈴木 徳行	名城大学	名誉教授	構 造
	角 哲也	京都大学防災研究所水資源環境研究センター	教授	
	戸田 祐嗣	名古屋大学大学院工学研究科	教授	構 造
	諏訪 義雄	国土技術政策総合研究所河川研究部河川研究室	室長	土砂収支
	松尾 和巳	国土技術政策総合研究所河川研究部水環境研究官		
	藤田裕一郎	岐阜大学	名誉教授	土砂収支
	溝口 敦子	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科	准教授	土砂収支

※敬称略，五十音順

委員会と各部会で議論する主な事項



..... 議論する主な事項(全体)

1. 操作ルール
 - ①試験運用期間
 - ②操作規則改正
2. 土砂収支計画
 - ①バイパス量
 - ②貯水池内掘削量(試験運用開始前後)
 - ③分派堰内掘削量(同)
 - ④第3貯砂堰内砂利採取量・掘削量(同)
3. モニタリング計画
 - ①ゲート等操作性
 - ②バイパス機能<流量, 土砂>
 - ③環境影響<猛禽類, 下流河道生態系, 貯水池内水質>
 - ④土砂挙動<構造物損傷・摩耗状況, 土砂堆積状況>
4. 観測機器等整備計画
5. メンテナンス計画